

令和8年4月

若手研究者への利用料金の割引について

令和6年1月15日に制定された「研究設備・機器等の利用料金に関する全学的な考え方（若手研究者支援）」に基づき、10月1日より、ゲノム・プロテオーム解析部門の共通機器の利用料金に対して若手研究者への割引を適応いたします。

対象者：

- ・博士の学位取得後8年未満の研究者、研究教授、研究准教授、創発研究者（JST「創発的研究支援事業」採択者）

対象研究費：

- ・ 対象者が管理している 科研・外部資金（受託研究費、共同研究費、受託事業費、補助金等）とし、運営費、寄付金、個別寄付金、間接経費は除く

＊対象者が管理している経費とは、会計システムの所管コードで判断する

- ・対象になる研究経費の判別は、研究協力課にリストを提供してもらい行う

内容：

- ・上記対象者が管理している学内経費でお支払いの場合、ゲノム・プロテオーム解析部門実験スペース代を除く共通機器利用料金は、支払時に3割引いたします。

改訂日：

- ・令和8年4月1日

ゲノム・プロテオーム解析部門